

質問第一七四号

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田 聡

参議院議長 関 口 昌 一 殿

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書

公益社団法人「日本駆け込み寺」の元事務局長がコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。当該法人は、東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者として多額の公的資金を受けていた。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第十一条に基づく善管注意義務違反の有無が問われている。また、小池都知事は、当該事件発覚後に記者会見等を開いておらず、補助事業者の選定責任及び都民に対する説明責任を果たしていないとの批判もある。以上を踏まえ、以下質問する。

一 「日本駆け込み寺」は東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者であり、補助金適正化法上の善管注意義務を負っているが、「日本駆け込み寺」に対する補助金交付に問題があったと考えるか、政府の見解を示されたい。

二 当該事件により、東京都の補助事業者の選定責任・監督体制に対する国民の疑念が高まっている中、都知事が説明責任を果たすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答

弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。